特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	個人住民税関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

古座川町は、個人住民税に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねない事を認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

古座川町長

公表日

令和7年6月27日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務					
①事務の名称 個人住民税関係事務					
②事務の概要	地方税法等の規定に則り、 住民税の当初課税、異動、照会や証明書の発行・通知書の出力等を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①課税原票の照会 ②住民税課税情報の照会 ③課税データ、給与所得者の異動届の入力 ④納税通知書の出力				
③システムの名称	住民税システム 申告受付支援システム 地方税電子申告支援サービス 統合宛名システム 中間サーバー・ソフトウェア eLTAXシステム				

2. 特定個人情報ファイル名

住民税課税台帳ファイル 申告受付情報ファイル 地方税電子申告情報ファイル 国税連携情報ファイル 年金特徴情報ファイル 宛名情報ファイル

3. 個人番号の利用

ナ	番号法第9条第1項、別表第24項
法令上の根拠	並びに内閣府・総務省令第16条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1)実施する 2)実施しない 3)未定
②法令上の根拠	(第第る、49、156号第349、6、6) 及律	条 の表(番号) - 欄(情報提供者 項番号法第19 2、48、49、53、 8、106、108、11 158、160、161、 こ基づく主務省 - 欄(情報照会者 びこれらの法律 第三号)による	去第19年 表第19年 57、58、59 15、124、1 163、164、 令第2年 市場に 本第1 が基づい は が が は が は が は が は が は が は が は が は が は が は が が は は は が は は は は は は は は は は は は は	国人情報の提供の制限)及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第8号に基づく主務省令第2条の表における情報提供の根拠) 可村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含ま 基づく主務省令第2条の表(1、2、3、4、5、7、11、13、15、20、28、37、 0、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、88、89、90、91、92、 25、129、130、132、137、138、140、141、142、144、147、151、152、155、 、165、166、167、168、169、170、171、172、173の項)(番号法第19条第 0表における情報照会の根拠) 可村長」のうち、第二欄(事務)が「地方税法その他の地方税に関する法 条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律(平成三十一年 は森林環境税の賦課徴収に関する事務であって第五十条で定めるも 第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(第48の項)

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	住民生活課
②所属長の役職名	住民生活課長

6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・	訂正•利用停止請求
請求先	古座川町役場 総務課 和歌山県東牟婁郡古座川町高池673番の2 電話:0735-72-0180
8. 特定個人情報ファイル	の取扱いに関する問合せ
連絡先	古座川町役場 住民生活課 和歌山県東牟婁郡古座川町高池673番の2 電話:0735-67-790 O
9. 規則第9条第2項の適	用 []適用した
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数						
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1,000人以上1万人未満]		<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
	いつ時点の計数か	令和7	年4月1日 時点			
2. 取扱者	数					
特定個人情	報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点				
3. 重大事	3. 重大事故					
過去1年以内に、評価実施機関において特定個 人情報に関する重大事故が発生したか		Г	発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報	保護評価書	の種類				
[基礎 2)又は3)を選択した評価実 載されている。	項目評価書] ては、それぞれ重点	i項目評価書又はst	3) 基礎項目評価	- 書及び 書及び	
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネ	ットワークシステム	を通じた入手を	除く。)		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[-	十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され		
3. 特定個人情報の使用				57 ph. 20 year		
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[-	十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され [*]		
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)に セス権限のない職員等)に よって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[.	十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され		
4. 特定個人情報ファイル	の取扱いの	委託			[0]委託しない
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され		
5. 特定個人情報の提供・移転	妘(委託や情報	最提供ネットワークシ	ノステムを通じた提	供を除く。)	[0]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われ るリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れ ² 2) 十分である 3) 課題が残され		
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの	接続	[]接	続しない(入手)	I.]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[.	十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れ ⁻ 2) 十分である 3) 課題が残され ⁻		
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[.	十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され		

7. 特定個人情報の保管・	消去					
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
8. 人手を介在させる作業	8. 人手を介在させる作業 []人手を介在させる作業はない					
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
判断の根拠	町県民税申告にあたり、本人からのマイナンバー取得を徹底し、システム等への入力作業を行う際には突合せを行い入力作業完了後は別の職員が確認作業を行う等の対策を講じている。また、入力の有無にかかわらず特定個人情報が記載された申告書等は、施錠できる棚等に保管することを徹底しており、対策は十分である。					

9. 監査			
実施の有無	[〇] 自己点検	[] 内部監査 [] 外部監査	
10. 従業者に対する	教育•啓発		
従業者に対する教育・	啓発 [十分に行っている	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 1	
11. 最も優先度が高	いと考えられる対策	[]全項目評価又は重点項目評価を実施す	する
最も優先度が高いと考 る対策	 えられ 3) 権限のない者によって2 4) 委託先における不正な5 5) 不正な提供・移転が行れ 6) 情報提供ネットワークシ 7) 情報提供ネットワークシ 	れるリスクへの対策 事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 不正に使用されるリスクへの対策 使用等のリスクへの対策 われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供 システムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 システムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 システムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策] :を除く。)
当該対策は十分か【再	掲】 [十分である	<選択肢>	
判断の根拠		· —	複数人

変更簡所

変更箇	FУT				
変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年10月5日	5. ①部署	財政課	税務住民課	事前	
平成28年10月5日	5. ②所属長	財政課長 尾崎 昇	税務住民課長	事前	
平成28年10月5日	7. 請求先	古座川町役場 財政課 和歌山県東牟婁郡古 座川町高池673-2 電話:0735-72-01	古座川町役場 総務課 和歌山県東牟婁郡古 座川町高池673番の2 電話:0735-72-	事前	
平成28年10月5日	8. 連絡先	古座川町役場 財政課 和歌山県東牟婁郡古	古座川町役場 税務住民課 和歌山県東牟婁 郡古座川町高池673番の2 電話:0735-7	事前	
平成30年6月29日	5. ①部署	税務住民課	住民生活課	事前	
平成30年6月29日	5. ②所属長	税務住民課長	住民生活課長	事前	
平成30年6月29日	8. 連絡先		古座川町役場 住民生活課 和歌山県東牟婁 郡古座川町高池673番の2 電話:0735-7	事前	
令和2年7月1日	IIしきい値判断項目 1.対象 人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事前	
令和2年7月1日	IIしきい値判断項目 2.取扱 者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事前	
令和3年6月14日	国しきい値判断項目 1.対象 人数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事前	
令和3年6月14日	Ⅱしきい値判断項目 2.取扱	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事前	
令和3年6月14日	者数 いつ時点の計数か 4. ②法令上の根拠	番号法第19条7号	番号法第19条8号	事前	番号利用法の改正に伴う号
令和4年5月31日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事前	ズレのため修正
令和4年5月31日	人数 いつ時点の計数か IIしきい値判断項目 2.取扱	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事前	
令和5年6月14日	者数 いつ時点の計数か IIしきい値判断項目 1.対象	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	時点修正
令和5年6月14日	人数 いつ時点の計数か IIしきい値判断項目 2.取扱	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	時点修正
令和6年5月24日	者数 いつ時点の計数か ILしきい値判断項目 1.対象	令和5年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事前	時点修正
令和6年5月24日	人数 いつ時点の計数か ILしきい値判断項目 2.取扱		令和6年4月1日 時点		時点修正
	者数 いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点 電話 0735 70 0100		事前	呼点修正 各課ごとの電話番号割り振ら
令和6年5月24日	8. 連絡先 IIしきい値判断項目 1.対象	電話 0735-72-0180	電話 0735-67-7900	事後	れたため
令和7年6月5日	人数 いつ時点の計数か IIしきい値判断項目 2.取扱	令和6年4月1日 時点	令和7年4月1日 時点	事後	時点修正
令和7年6月5日	者数 いつ時点の計数か Ⅰ関連情報 3個人番号の	令和6年4月1日 時点	令和7年4月1日 時点	事後	時点修正
令和7年6月6日	利用	番号法第9条第1項 別表第一の第16項	番号法第9条第1項、別表第24項	事後	
令和7年6月6日	I 関連情報 4 情報ネット ワークシステムによる情報連 携	番号法第19条8号、別表第二の第1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、2 8、29、31、34、36、37、39、40、42、4 8、54、57、58、59、61、62、63、64、6 5、66、67、70、71、74、80、84、87、9 1、92、94、97、101、102、103、106、1 07、108、113、114、115、116、117、1 20項 並びに内閣府・総務省令第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第16条、第19条、第20 条、第21条、第28条、第33条、第34条、第35条、第35条、第35条、第35条、第35条、第35条、第55条、第55	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報提供の根拠)・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が合まれる項番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(1,2,3,4,5,7,11,13,15,20,28,37,39,42,48,49,53,57,58,59,63,65,66,69,73,75,68,81,83,84,86,87,88,89,90,91,92,96,98,106,108,115,124,125,129,130,132,133,134,140,141,142,144,147,151,152,155,156,158,160,161,163,164,165,166,167,168,169,170,171,172,173の項)(番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報照会の根拠)・第一欄(特報照会者)が「市町村長」のうち、第二欄(事務)が「市町村長」のうち、第二欄(事務)が「市町村長」のうち、第二欄(事務)が「市町村長」のうち、第二欄(事務)が「市町村長」のうち、第一欄(特報照会者)が「市町村長」のうち、第二樓(平成三十一年法律第三号)による地方衛又は森林環境税の賦課檢収に関する事務であって第五十条で定めるもの」となっているもの番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(第48の項)	事後	
令和7年6月12日	IVリスク対策 8 人手を介在 させる作業		町県民税申告にあたり、本人からのマイナン バー取得を徹底し、システム等への入力作業 を行う際には突合せを行い入力作業完了後は 別の職員が確認作業を行う等の対策を講じて いる。 また、入力の有無にかかわらず特定個人情報 が記載された申告書等は、施錠できる棚等に 保管することを徹底しており、対策は十分であ る。	事後	項目追加による入力
令和7年6月12日	IVリスク対策 11 最も優先 度が高いと考えられる対策		「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー 登録事務に係る横断的なガイドライン」に従 い、複数人での確認を徹底しており、人為的ミ スが発生するリスクへの対策は十分行ってい る。 複数人での確認を行う事例 ・本人情報のデータベース上への登録 ・特定個人情報の記載がある申告書等の保管	事後	項目追加による入力